

宣 言 文

全日本ろうあ連盟や加盟団体はこれまで「手話は言語」であるという見地から「手話言語法」の制定を求めてきた。

2013年に鳥取県において手話言語条例が制定されたことを皮切りに全国各地で条例制定の動きが広がり、現在では170を超える自治体において手話言語条例が制定されている。

国際社会においても、昨年、国連で9月23日を「手話言語の国際デー（International Day of Sign Languages）」とすると採択された。日本だけでなく、世界各国で手話言語を1つの文化として形成する言語であることが認められ、その重要性を示している。

ろう者は、耳が聞こえない、音声言語を話せないという理由だけで、理不尽な差別を受け、命や人権、財産を奪われ、社会から排除されてきた。そのような状況の中でろう者たちを支えてきたのは、「手話言語」である。手話言語はろう者にとって「生きる力」であり、かけがえのない「いのち」なのである。

手話言語を学び、手話言語を使って生活ができる環境を整備することはろう者だけではなく、ろう者に関わるすべての人に意義がある。

法律を制定する為には全国に「手話は言語」であることの認知を広げ、社会から変わらなければならない。手話言語が当たり前に使え、情報アクセシビリティが保障される社会を実現するため、改めて「手話を広める知事の会」は全日本ろうあ連盟とともに「手話言語法」早期制定を強く求める。